

第2期 白老町子ども・子育て支援事業計画

令和2年度～令和6年度

令和2年3月

白老町

目 次

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	2
4. 計画の策定体制	2

第2章 本町の現状

1. 人口の動向	3
2. 出生数の推移	4
3. 合計特殊出生率の推移	4
4. 女性の就労の状況	5
5. 将来人口推計	5

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念	6
2. 基本目標と基本施策	7

第4章 施策の展開

基本目標1 幼児期の教育・保育の充実	8
基本目標2 地域における子育ての支援	9
基本目標3 親子の健康の確保と増進	10
基本目標4 子どもの健やかな成長を支える教育環境の整備	13
基本目標5 子育てを支援する生活環境の整備と安全確保	15
基本目標6 職業生活と家庭生活との両立の推進	17
基本目標7 支援を必要とする児童への取組みの推進	18
基本目標8 子どもの権利保障の推進	21

第5章 計画の目標値等

1. 教育・保育提供区域の設定	22
2. 教育・保育の「量の見込み」と「確保の方策」	23
3. 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保の方策」	25
4. 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保	31
5. 子ども・子育て支援関連施策の展開	33

第6章 計画の推進体制

1. 市町村等の責務	34
2. 計画の推進に向けた役割	35
3. 計画の推進に向けた3つの連携	36

資料

「第1期白老町子ども・子育て支援事業計画」各施策の進捗状況

基本目標1 幼児期の学校教育・保育の充実	38
基本目標2 地域における子育ての支援	38
基本目標3 妊娠・出産期からの切れ目ない支援	38
基本目標4 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	39
基本目標5 子育てを支援する生活環境の整備	39
基本目標6 職業生活と家庭生活との両立の推進	39
基本目標7 子どもの安全の確保	40
基本目標8 支援が必要な児童への対応などきめ細やかな取組みの推進	40
1 子ども・子育て支援サービスの提供の進捗状況	41
I 白老町子ども・子育て支援事業計画策定経過	46
II 白老町子ども・子育て会議(委員名簿)	46
III 事務局	46

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

白老町では、平成 17 年度から推進してきた「白老町次世代育成支援対策行動計画」を踏まえながら、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備するために、平成 27 年度から新たな計画として、「白老町子ども・子育て支援事業計画」を推進し、安心して子どもを産み育てられるまちづくりを進めてきました。

しかしながら、共働き世帯の増加に伴う多様な教育・保育ニーズの増加がある一方で、家庭や地域の子育て力の低下など、子どもや家庭を取り巻く環境が変化していることから、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援の更なる充実が求められています。

今後は、働き方や子育てのあり方が多様化していく中で、保護者がどのように子育てしたいか、働きたいか、暮らしたいか、といった当事者の視点に立った子育て支援が重要となります。

このような状況を踏まえ、「白老町子ども・子育て支援事業計画」が令和元年度で最終年度を迎えることから、引き続き教育・保育のニーズに応じた提供量を整備するとともに、本町の子どもとその親が幸せに住み続けることができるよう、子育て支援の各事業を計画的に推進するため、「第 2 期白老町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

2. 計画の位置づけ

本計画は子ども・子育て支援法第 61 条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、本町の子育て支援の総合的な計画となります。

また、「白老町総合計画」の分野別計画として位置付けるとともに、地域福祉計画、障がい児福祉計画など関連計画との連携を図りつつ、子ども・子育て支援に関する専門的・個別的な領域を受け持つものとなります。

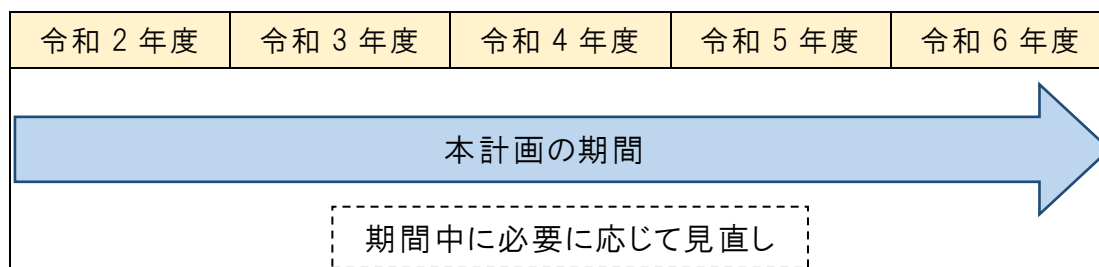
子ども・子育て支援法（抄）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

3. 計画の期間

計画期間については、令和 2 年度を初年度とし、令和 6 年度までの5年間とします。
また計画期間中に法制度の変更や、社会状況の変化等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。



4. 計画の策定体制

(1)子ども・子育て会議の設置

保護者・事業者・学識経験者などから構成される「白老町子ども・子育て会議」を設置し、慎重な協議を重ね、本計画を策定しています。

(2)アンケート調査の実施

白老町に居住する保護者を対象に、アンケート調査を実施し、日々の生活の中でどのようなご意見やご要望をお持ちであるのかをお伺いし、今後の子育て支援を展開していくための基礎資料としています。

○調査対象者

就学前児童調査 : 白老町在住の就学前児童をお持ちの保護者の方

小学生児童調査 : 白老町在住の小学生児童をお持ちの保護者の方

○調査方法

就学前児童調査 : 郵送、各認定こども園・保育園への配布、回収調査

小学生児童調査 : 各小学校への配付、回収調査

○調査期間 令和元年 5 月 31 日～6 月 21 日

○回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童調査	322	209	64.9%
小学生児童調査	381	262	68.8%

(3)国・道との連携

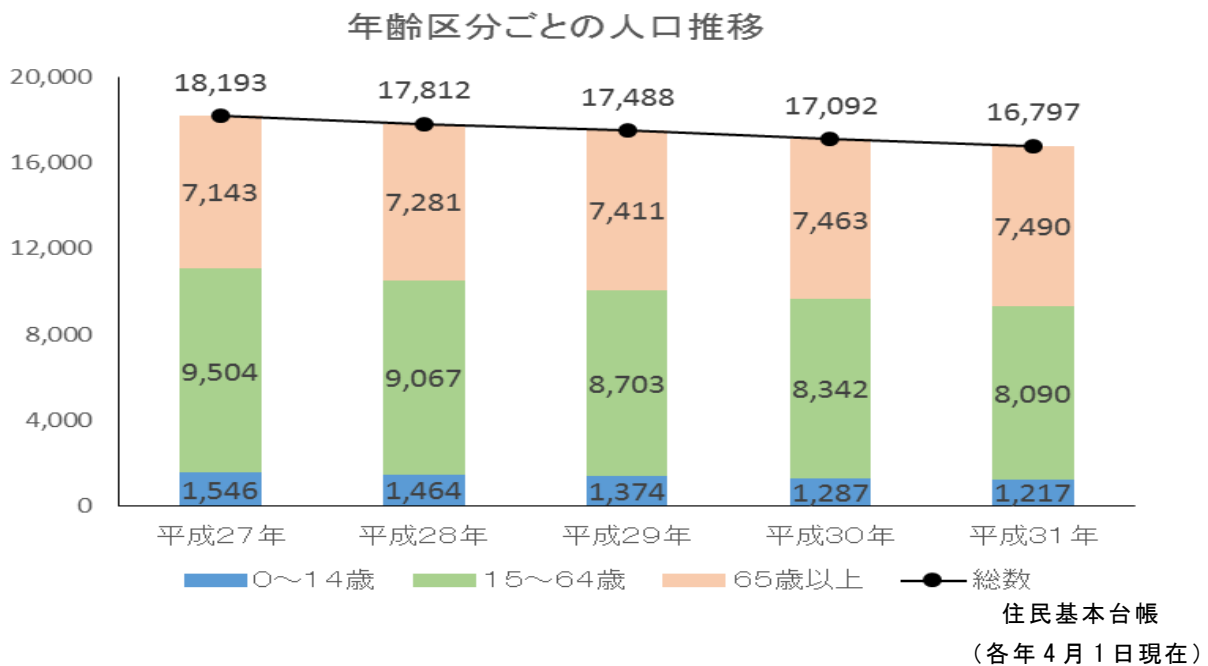
計画策定にあたっては、国や道の示す考え方や方向性などと適宜、整合性を確保しながら、策定しています。

第2章 本町の現状

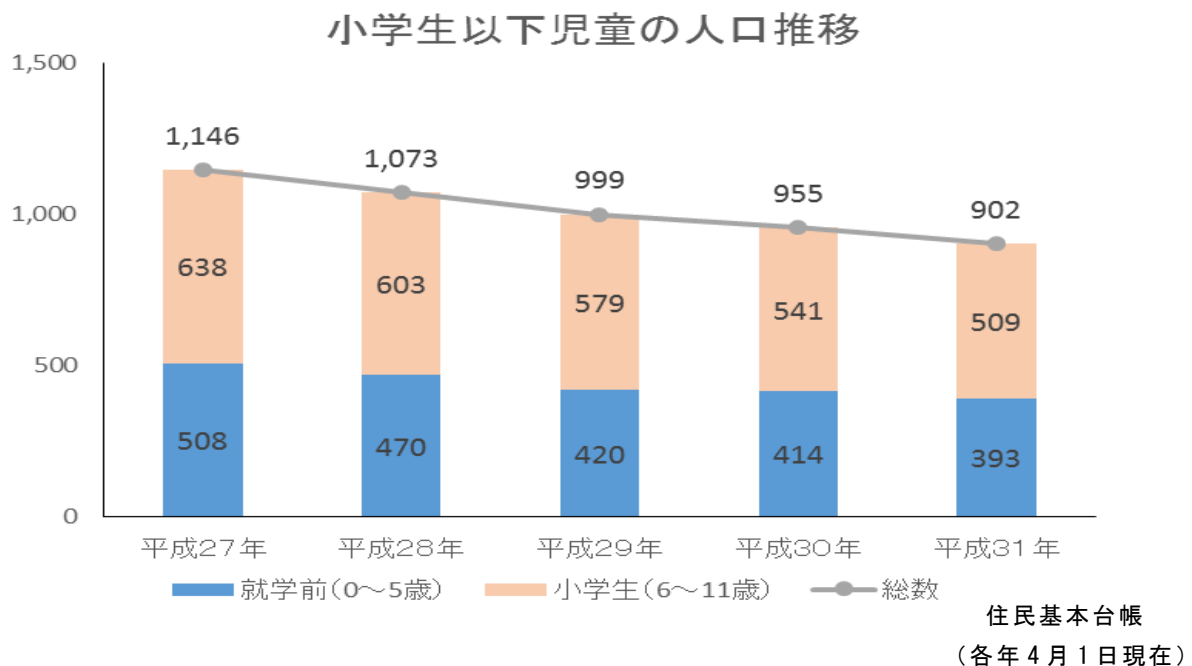
1. 白老町の人口推移

本町の人口は、平成27年の18,193人から平成31年の16,797人と毎年減少傾向で推移しています。

年齢区分ごとの人口では、65歳以上の高齢者は、平成27年の7,143人から平成31年の7,490人と増加しており、一方0～14歳までの年少人口は、平成27年の1,546人から平成31年の1,217人と減少しており、少子高齢化が進行しています。



小学生以下児童の人口に関しては、就学前(0～5歳)、小学生(6～11歳)ともに毎年減少しています。



2. 出生数の推移

本町における出生数は、平成 24 年に増加傾向となりましたが、それ以降は減少傾向となっています。

(単位:人)

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
出生数	78	87	70	61	61

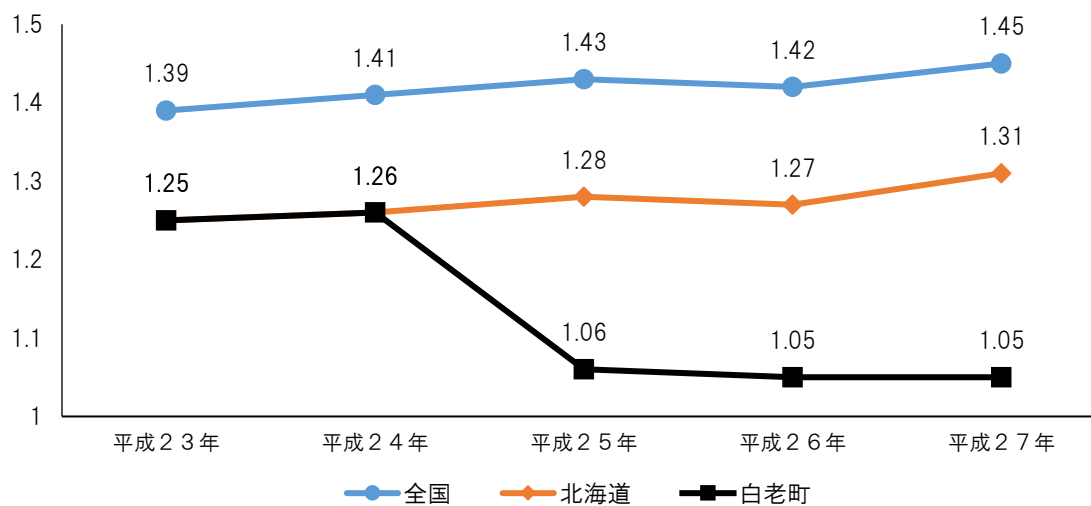
(人口動態統計)

3. 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率とは、「15～49 歳までの女性」の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に生む子どもの数に相当するとされ、女性人口の年齢構成の違いを除いた指標として、年次比較、地域比較に用いられています。

白老町(H23-H27)の合計特殊出生率を国や道と比較すると、平成 25 年からは大幅に低い水準で推移しています。

合計特殊出生率の推移

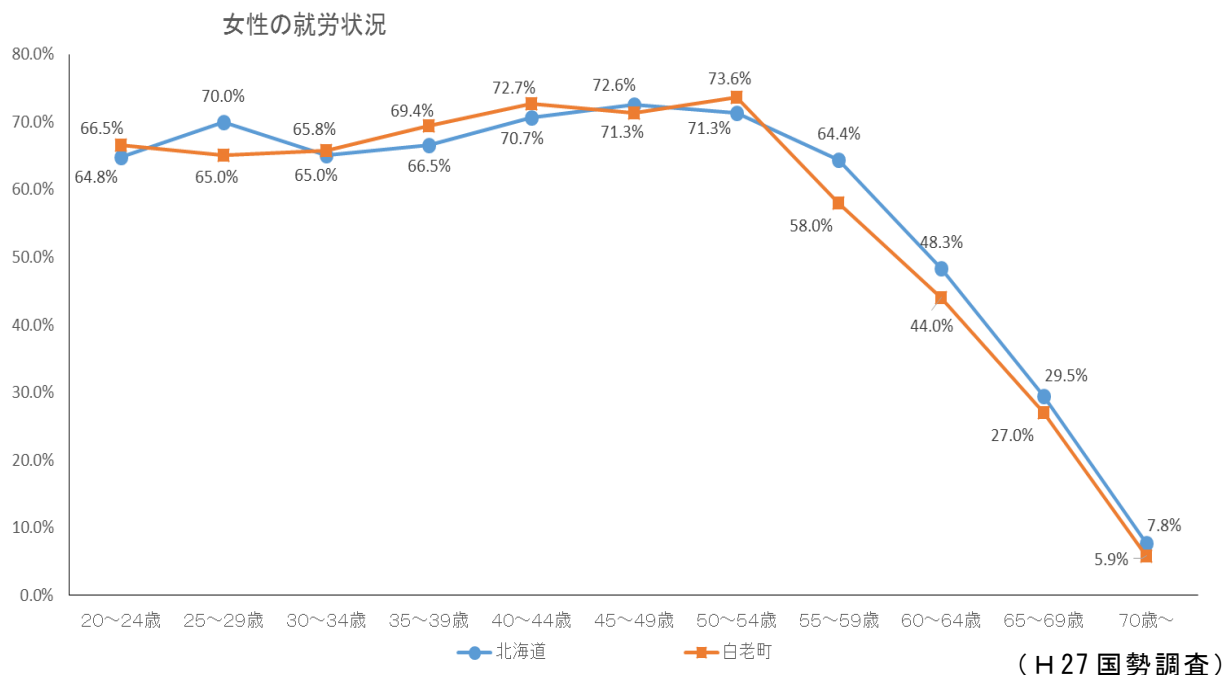


(人口動態統計)

4. 女性の就労の状況

国は、仕事と子育ての両立に向けて、出産・育児期の女性の労働力率の落ち込みをなくし、働きながら子育てを行うことができる社会づくりを目指しています。

白老町における女性の就労状況を北海道平均と比較してみると、25～29歳及び45～49歳、55歳以上の年齢では、北海道より低くなっており、20～24歳、30歳～44歳と50～54歳の年齢では、北海道より高い就労率となっています。



5. 将来人口推計

令和2年から令和6年までの人口推計値を示します。総人口、年少人口ともに、減少傾向にあり、計画最終年の令和6年には総人口が14,582人、年少人口が965人と見込まれます。

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年少人口(0～14歳)	1,176	1,127	1,058	1,001	965
未就学児(0～5歳)	374	363	347	329	313
小学生(6～11歳)	498	470	428	399	390
中学生(12～14歳)	304	294	283	273	262
生産年齢人口(15～64歳)	7,520	7,349	7,178	7,007	6,836
老年人口(65歳以上)	7,262	7,142	7,022	6,901	6,781
総人口	15,958	15,618	15,258	14,909	14,582

※国立社会保障・人口問題研究所のコーホート法に基づき推計

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本町においては、国の基本理念との調和を図るとともに、子どもや子育て家庭を取り巻く状況、本町の地域特性などを踏まえて「第1期白老町子ども・子育て支援事業計画」において、平成17年に策定した「白老町次世代育成支援行動計画」の基本理念を継承し、子ども・子育てに関する施策を推進してきました。

しかしながら、就労形態の多様化に伴い教育・保育ニーズも多様化しているほか、子育てに関する不安や負担感を抱く人の増加等、子育てを取り巻く環境が変化してきており、子どもを安心して産み育て、次代を担う子どもが心身ともに健やかに成長することができるまちづくりが求められています。

このような状況を踏まえ、本計画においては上位計画である「第6次白老町総合計画」の基本方針2―「思いやり、支え合い、みんなが元気で暮らせる健幸のまち」を基本理念と定め各施策を推進していきます。

基本理念

思いやり、支え合い、みんなが元気で暮らせる健幸のまち

2 基本目標と基本施策

基本理念

基本目標

基本施策

思いやり、
支え合い、
みんなが
元気で暮ら
せる健幸の
まち

基本目標1
幼児期の教育・保育の充実

(1)教育・保育施設の充実
(2)教育・保育内容の充実

基本目標2
地域における子育て支援

(1)地域における子育て支援の充実
(2)子育て支援のネットワークづくり

基本目標3
親子の健康の確保と増進

(1)子どもと母親の健康の確保
(2)思春期保健対策の推進
(3)食育の推進

基本目標4
子どもの健やかな成長を支える
教育環境の整備

(1)次世代の親の育成
(2)生きる力の育成に向けた教育環
境の整備
(3)家庭や地域の教育力の向上
(4)児童の健全育成

基本目標5
子育てを支援する生活環境
の整備と安全確保

(1)安全・安心な生活環境の整備
(2)子どもを犯罪等の被害から守る
ための活動の推進
(3)被害に遭った子どもの保護の推
進

基本目標6
職業生活と家庭生活との両
立の推進

(1)多様な働き方の実現及び働き方
の見直し
(2)仕事と子育ての両立推進

基本目標7
支援を必要とする児童への
取組みの推進

(1)児童虐待防止対策の充実
(2)ひとり親家庭への支援
(3)障がい児施策の充実
(4)子どもの貧困対策の推進

基本目標8
子どもの権利保障の推進

(1)子どもの権利についての啓発活
動の推進
(2)子どもの権利侵害への対応

第4章 施策の展開

基本目標1: 幼児期の教育・保育の充実

少子高齢化の進行や核家族化の進展等に加え、共働き世帯の増加に伴う教育・保育の多様化により、子どもや子育て世帯の環境が大きく変化しています。

このような状況に対応するため、安心して子どもを預けることのできる認定こども園・保育所等の教育・保育施設の充実に加えて、状況に応じて小規模保育や家庭的保育など、さまざまな保育事業を拡充し、質を確保した上で子どもの受け皿の整備を図ります。

施策の展開

(1) 教育・保育施設の整備

現在、本町においては1箇所の認可保育所と4箇所の認定こども園があり、令和元年12月現在、教育認定の定員75名に対し63名、保育認定の定員240名に対し247名が入所しております。

近年、働く母親が増加し、3歳未満からの保育所への入所希望が増加していることから、定員増や必要に応じた保育士の配置等を行い、ニーズ量に見合うだけの提供体制の確保を図ります。

【取り組み内容】

「第5章 計画の目標値等」のとおり、教育・保育の確保を図ります。

(2) 教育・保育内容の充実

本町においては、現在、待機児童はいませんが、乳児からの受け入れ体制を計画的に整備するとともに、保護者の多様なニーズに応えられるよう、一時預かり事業、延長保育事業、障がい児保育事業などを実施し、提供体制の充実とより一層の周知を図っていきます。

また、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な乳幼児期に、質の高い教育・保育が提供されるよう、教諭や保育士の研修機会の確保や、幼保小の連携など、子どもの資質・能力の向上のための取り組みを推進します。

【取り組み内容】

「第5章 計画の目標値等」の地域子ども・子育て支援事業を通じて、地域における子育て支援の充実を図ります。

基本目標2:地域における子育ての支援

子ども達の健やかな育ちを保障するために、子育ての第一義的な責任は保護者や家庭にあることを前提に、認定こども園、保育所等の施設のほか、身近なところで子育て相談などが受けられる地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなど、社会全体で子育てを支えていくネットワークづくりや、地域の様々な主体が連携して子育てしやすい環境づくりを推進します。

施策の展開

(1)地域における子育て支援サービスの充実

すべての子育て家庭への支援の充実を図るため、白老町子ども発達支援センターや白老町子育てふれあいセンターにおいて、子育てに関する相談や親子同士の交流を図るとともに、自主的に行われている親子の交流を促進する活動を支援していきます。

また、ファミリー・サポート・センター事業や放課後児童クラブ等を実施して仕事と子育ての両立を支援するなど、子育て家庭のライフスタイルに合わせた多様な支援や相談体制の充実など、これまでの取り組みをさらに推進していきます。

事業名	内容	担当課
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行うほか、子育て相談や情報提供等を実施	子育て支援課 子育てふれあいセンター 発達支援センター
ファミリー・サポート・センター事業	子育てを援助してほしい人(利用会員)に援助ができる人(提供会員)を紹介して、有償で援助し合う会員組織の事業	子育て支援課 子育てふれあいセンター
放課後児童クラブの実施	就労等により、昼間保護者が不在となる家庭の小学生の健全育成を図る	子育て支援課

(2)子育て支援のネットワークづくり

子どもや子育て家庭の置かれた状況に応じたきめ細かな支援を行うため、公的な取り組みのほか、住民や関係団体との連携・協力を図り、地域全体で子育てを支えることができるよう、地域における子育て支援サービスのネットワークの形成を促進していきます。

また、子育て家庭が各種制度や事業などの情報を把握して必要な支援を選択できるよう、子育て支援ネットワークの利用や参加を促進します。

事業名	内容	担当課
子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたるまで、関係機関が連携して切れ目ない支援を実施	子育て支援課 健康福祉課、関係機関
子育て応援 WEB サイトの構築	子育て支援情報、乳幼児健診・予防接種、保育園等の情報を WEB サイトに構築	子育て支援課 総務課

基本目標3:親子の健康の確保と増進

安心して子どもを産み育て、次代を担う子ども達が心豊かに成長するためには、妊娠期からの切れ目ない支援体制の充実が必要です。

また、社会環境が大きく変化する中、妊娠・出産に対する正しい知識の普及や支援体制の確保が必要とされていることから、保健・医療・福祉・教育などの分野が連携して総合的に支援を行うとともに、地域全体で子どもの健やかな成長を見守る環境づくりを推進します。

施策の展開

(1)子どもと母親の健康の確保

「子育て世代包括支援センター」の実施により、妊娠期から子育て期にわたるまでの継続した切れ目のない母子保健事業を充実させ、育児や子どもの発達に関する不安や悩みを早期に発見して支援するとともに、新生児全戸訪問事業や、養育支援を必要とする家庭への訪問など相談支援体制を充実します。

また、乳幼児健診を引き続き実施し、子どもの育ちに関する適切な情報提供を行うとともに、「育てにくさ」を感じている保護者に対しては、必要な支援が行えるよう、関係機関と連携し適切な対応を図ります。

事業名	内容	担当課
子育て世代包括支援センター(再掲)	妊娠期から子育て期にわたるまで、関係機関が連携して切れ目ない支援を実施	子育て支援課 健康福祉課、関係機関
特定不妊治療費助成	高額な費用がかかる不妊治療費の助成	健康福祉課
母子健康手帳の交付	妊娠届に基づいて母子健康手帳を交付	健康福祉課
妊婦健康診査	妊娠中の異常を早期に発見し、適切な医療につなげ、母子の健康増進を図る (一般健康診査14回、超音波検査11回)	健康福祉課
産婦健診	産後1ヶ月の産婦に対し、出産した産婦人科において行う健診	健康福祉課
産後ケア	産後1歳未満の母子を対象とし、乳児ケアと母体ケアを行う。	健康福祉課
新生児全戸訪問	生後2ヶ月くらいまでの乳児がいる家庭を訪問し、親子の心身の状況の確認と養育についての相談等を実施	健康福祉課
新生児聴覚検査助成	全ての新生児を対象として聴覚検査に係る費用の一部を助成	健康福祉課
未熟児・養育者支援	医療機関との連携により、養育支援を必要とする家庭の把握	健康福祉課
乳幼児健診	乳幼児の心身の発達の把握、育児不安についての相談、子育て情報の提供等 (4・7・10・13ヶ月、1歳6ヶ月、3歳児)	子育て支援課 健康福祉課

事業名	内容	担当課
2歳児相談・歯科指導	乳幼児の心身の発達の把握、育児不安についての相談、子育て情報の提供等	健康福祉課
産後サポート	出産後、家族などのサポートを受けられない産婦を対象とする赤ちゃんの世話、簡単な家事援助、健診・通院等の援助	子育て支援課 健康福祉課
フッ素塗布	1歳6ヶ月健診・2歳児相談・3歳児健診のときに実施し、虫歯を予防	健康福祉課
歯科健診	1歳6ヶ月健診・3歳児健診のときに実施	健康福祉課
股関節脱臼検診	4ヶ月健診のときに実施	健康福祉課
予防接種	罹患予防のため生後2ヶ月から実施	健康福祉課
歯っぴい白老	3歳6ヶ月から就学前の児童を対象に歯科健診・フッ素塗布(年2回)	健康福祉課

(2)思春期保健対策の充実

思春期の子どもたちは、心身の著しい成長に伴う悩みや不安に加え、めまぐるしい社会環境の変化の中、心身が不安定になったり生活習慣が乱れたりするケースもあることから、心身の健康に関する正しい知識の普及と、生命の尊さや妊娠・出産・育児に関する正しい知識を学ぶ思春期保健対策を推進していきます。

事業名	内容	担当課
学校での飲酒・喫煙・薬物乱用防止教育の推進	アルコール、たばこ、薬物等の害に関する啓発	学校教育課、健康福祉課 小中学校
性教育の充実	思春期における性や性感染症、妊娠に関する正しい知識の啓発	学校教育課、小中学校
フッ化物洗口	保育園・小学校等で実施し、虫歯を予防	学校教育課、子育て支援課 小学校、保育園等
中学生のピロリ菌検査・除菌	中学2年生を対象とし、ピロリ菌感染を未然防止	学校教育課、健康福祉課 中学校
相談体制の充実	青少年センターなど思春期の心身の変化に伴う悩み相談	生涯学習課
がん教育	がんに対する正しい知識とがん患者に対する正しい認識の教育	中学校、健康福祉課

(3)食育の推進

子どもの健全な成長を支えるためには望ましい食習慣を身につけることが重要であるため、子どもの成長に応じた食に関する学習機会の提供、学校や保育園等での食の教育を推進し、正しい知識を身につけられるよう食育の推進に努めます。

事業名	内容	担当課
すくすく栄養事業	離乳期から幼児期までの健やかな成長のため、簡単な食事づくりを学ぶことを通じた食生活の支援	健康福祉課
栄養相談	乳幼児健診等において実施し、発達にあった食生活を推進	健康福祉課
食育推進計画の推進	食育に関する施策の推進	健康福祉課
保育園・小学校等における食育の推進	食に関する正しい知識の普及と望ましい食習慣の定着等	学校教育課、子育て支援課 小学校、保育園等

基本目標4:子どもの健やかな成長を支える教育環境の整備

改訂された学習指導要領では、小学校における外国語及びプログラミング教育の必修化、ICTを活用した情報処理能力の向上など、社会に柔軟に対応できる資質・能力の育成が求められています。

また、家庭の子育て力の向上を図るとともに、家庭だけではなく地域のさまざまな資源を活用し、社会が大きく変動する中においても子ども達が主体的に判断し、行動し、自ら課題を解決する「生きる力」の育成を推進します。

施策の展開

(1)次世代の親の育成

次代の親となっていく若い世代が、子どもを産み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるように、「こころの教育」の推進や、保育園等で乳幼児と触れ合う機会を設けるなど、それぞれの発達段階に応じた教育や啓発の機会を充実していくことが重要です。

このため、子どもたちが命や家庭の大切さを考え、仕事や家庭で果たすべき社会的責任、男女共同参画の重要性などについて知識や自覚が高められるよう、保育所等での交流事業や学校教育などの多くの機会を捉えた啓発事業の推進に取り組みます。

事業名	内容	担当課
乳幼児とのふれあい体験	保育園や地域子育て支援拠点等における乳幼児と小中高生とのふれあい体験	子育て支援課、小中学校
道徳教育の充実	道徳授業の充実、交流学习、体験活動、福祉教育等による豊かな人間性の育成	学校教育課、小中学校

(2)生きる力の育成に向けた教育環境の整備

グローバル化や少子高齢化の進展、情報化社会の進展など、教育を取り巻く環境が大きく変化する中であっても、次代を担う子どもが個性豊かに「生きる力」を育成することができるように、確かな学力を身につけ、豊かな心と健やかな体を育ていけるような取組みを推進します。

また、いじめや不登校などの問題に対しては、児童生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるように、様々な悩みを相談できる体制の一層の充実を図っていきます。

事業名	内容	担当課
確かな学力の育成	白老町スタンダードによる「生きる力」の根幹をなす確かな学力の定着	学校教育課、小中学校
子ども版出前講座	町が行っている事業を知ることにより、社会の仕組みや役割を習得	学校教育課、小中学校
道徳教育の充実(再掲)	道徳授業の充実、交流学习、体験活動、福祉教育等による豊かな人間性の育成	学校教育課、小中学校

事業名	内容	担当課
教育相談体制の充実	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育支援センター指導員の配置	学校教育課、小中学校
認知症サポーター養成講座	認知症の基礎知識や症状、認知症の症状がある方への接し方などの習得	学校教育課、小中学校 高齢者介護課

(3)家庭や地域の教育力の向上

核家族化の進展などを背景に、子育ての場である家庭の教育力の低下が懸念されています。また、子育ての悩みや不安を抱えている親に対し、子どもの発達段階に応じた課題別の子育て講座を開催するとともに、育児相談や必要な情報提供等を行なう家庭教育支援事業を推進します。

また、子ども達の健やかな成長を支援するため、地域社会全体で子どもを育てるという意識を持ち、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を担い、互いに連携・協力して、地域社会全体としての教育力の向上を図ります。

事業名	内容	担当課
訪問型家庭教育支援事業	子育て情報の提供、育児相談、子育て講座、家庭教育講話等の実施	子育て支援課
町民活動団体の活動	活動団体を中心とする地域の見守り	生涯学習課
青少年育成大会	少年の主張発表や育成団体の発表等による地域で青少年を健全育成する意識醸成	生涯学習課

(4)児童の健全育成

青少年が自尊感情や自己肯定感を育み、規範意識や社会性、他人を思いやる心、自らの力で未来の社会をより良いものに変えていく力などを身につけることができるよう、学校内外における文化・芸術活動やスポーツ活動など、多様な体験の機会を提供し、健やかな成長・発達を支援します。

また、関係機関と連携しながら喫煙、飲酒、薬物乱用の危険性を指導し、青少年の非行を未然に防止するための活動を推進します。

事業名	内容	担当課
児童館の活用	心身の健全育成のため子どもに健全な遊びを提供	子育て支援課
青少年センターの設置	指導、相談活動等による青少年健全育成	生涯学習課
町民活動団体の活動支援(再掲)	活動団体を中心とする地域の見守り	生涯学習課
青少年育成大会(再掲)	少年の主張発表や育成団体の発表等による地域で青少年を健全育成する意識醸成	生涯学習課
体験学習機会の提供	青少年育成団体の活動、青少年リーダーの養成、スポーツ・レクリエーション等による体験学習	生涯学習課
社会を明るくする運動	標語の募集等による犯罪・非行のない社会づくりの意識醸成	生涯学習課

基本目標5:子育てを支援する生活環境の整備と安全確保

安心して子育てするためには、住居や道路、建築物等の整備や防犯に考慮した安全・安心なまちづくりが重要です。子育て世帯が安全・安心な生活ができるよう、生活環境の整備やユニバーサルデザインに配慮した施設整備、交通安全対策や防犯対策の活動を推進していきます。

施策の展開

(1)安全・安心な生活環境の整備

子育て世帯が安全・安心に生活できるよう、良質な公営住宅を提供するほか、安心して遊べる公園の整備や、妊産婦、乳幼児連れ等、すべての人が安心して外出できるように、道路や公共施設等のバリアフリー化を推進します。

また、子どもたちを交通事故から守るため、関係機関と連携した総合的な交通事故防止対策のほか、防犯等や街路灯を整備して安心して外出できる環境づくりを推進します。

事業名	内容	担当課
良質な住宅の提供	子育て世帯の世帯状況に適した公営住宅に入居できるように助言するとともに、老朽化した公営住宅を修繕し居住環境を整備	建設課
子育て世代・移住者等定住促進支援	U・ターンに対する支援と雇用機会の確保	企画課、経済振興課
公園施設の点検・維持補修	公園の維持補修、草刈、清掃など施設の適正管理	建設課
通園路、通学路の点検	児童生徒が日常的に集団で移動する経路の安全確保	建設課、子育て支援課、学校教育課
冬期間の除雪の徹底	冬期間の児童生徒の登下校時の安全確保	建設課
公共施設等のバリアフリー化	授乳スペースやベビーベッドなどを備えたトイレ確保、ベビーカー等に対応できるように子育てバリアフリーを推進	建設課、担当課
交通安全標識等の整備	区画線、交通標識、カーブミラー等の交通安全施設の整備	生活環境課
防犯灯・街路灯の維持管理	防犯灯の維持管理のほか、街路灯を設置・管理する町内会への補助金交付	生活環境課

(2)子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもが犯罪に巻き込まれることがないように、警察や地域などと連携し防犯意識の高揚や防犯灯の整備を進めるとともに、パトロール活動などを行い地域全体で防犯体制の強化を推進します。

また、スマートフォン等の普及による有害サイトを通じた犯罪に巻き込まれないよう、インターネットの適切な利用を児童生徒や保護者に対して普及啓発するとともに、犯罪被害の防止に向けた見守り活動などへの参加の呼びかけ、電子メディアに関する講演会を開催するなどの取組みを推進します。

事業名	内容	担当課
「ひなんの家」の旗設置	児童生徒が不審者から追いかけられたりした場合に駆け込める家の設置	生涯学習課
防犯活動の推進	青色回転灯等により、登下校時間等に合わせたパトロールのほか、家庭や地域との連携による見守り	生涯学習課 学校教育課
不審者情報の配信	子育て家庭や関係団体に不審者情報をメールやファックスで配信	学校教育課
アウトメディアの推進	白老町アウトメディア 123 や家庭教育支援事業の講師派遣により、電子メディア利用の弊害等を啓発	学校教育課 子育て支援課
社会を明るくする運動(再掲)	標語の募集等による犯罪・非行のない社会づくりの意識醸成	生涯学習課

(3)被害に遭った子どもの保護の推進

いじめ、児童虐待、犯罪等により被害に遭った子どもの立ち直りを支援するため、青少年センターや児童相談所等の関係機関が連携して、きめ細かな相談と適切なカウンセリングを推進します。

事業名	内容	担当課
児童相談の充実	児童相談所と連携し、虐待などにより心に傷を負った児童の相談やカウンセリングを推進	子育て支援課 児童相談所
青少年センターの設置(再掲)	指導活動、相談活動等による青少年健全育成	生涯学習課
子ども専用電話・相談メールボックスの設置	青少年センターにおいて、困りごとや悩みごと相談の専用電話やメールボックスを設置	生涯学習課
相談体制の充実(再掲)	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置	学校教育課
子どもの人権110番	いじめ、不登校、虐待などを受けた子どもの専用相談電話	法務省

基本目標6:職業生活と家庭生活との両立の推進

女性の社会進出が増加するとともに働き方も多様化し、仕事を持つ女性が安心して子育てと仕事の両立ができる環境づくりが求められています。このことから、仕事と家庭が両立でき、ライフスタイルに応じた多様な働き方ができるよう、職場の理解と協力のもと、男性も育児に参加しやすい環境づくり及び意識啓発を推進します。

施策の展開

(1)多様な働き方の実現及び働き方の見直し

男女共同参画社会が推進される中においても、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という意識が依然として残っています。しかし、共働き世帯の増加や出産後も就業を継続する女性が増加している現在、家庭だけではなく職場においても仕事と子育てのあり方が問われています。

女性の出産・育児による離職やキャリアが中断されないように、育児を行う労働者が働きやすい労働環境の整備を事業所に働きかけていきます。また、男性の家事参加促進については、男性の育児休業の取得を推進していくなど、仕事と生活の調和のための働き方の見直しを進めていきます。

事業名	内容	担当課
ハローワーク等関係機関との連携	関係機関と連携した雇用及び労働条件の改善の啓発	経済振興課 生活環境課
男女共同参画計画「あいプラン」の推進	女性が仕事することの意識醸成のため、広報やホームページに掲載し施策を推進	生活環境課

(2)仕事と子育ての両立推進

父親と母親が仕事との両立を図りながら安心して子育てできるよう、両立を支える保育サービスを充実するとともに、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)が保てるような労働環境づくりを、住民や事業所など地域社会に浸透させていくことが重要です。

育児休業は母親だけでなく父親も取得できるように、また、労働時間を短縮するなど子育て家庭の望ましい働き方が実現されるよう、企業や労働者団体等に広く意識啓発するとともに、地域の実情に応じた取り組みを進め、子育てしやすい環境づくりを推進します。

事業名	内容	担当課
ワークライフバランス(仕事と生活の調和)の啓発	固定的な性別役割分担意識の解消や仕事と生活の調和の推進に向けた意識啓発	生活環境課
仕事と子育ての両立のための広報・啓発	関係機関との連携により、労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の周知	経済振興課
保育園等の運用	入所希望量に見合った受入整備	子育て支援課
放課後児童クラブの実施(再掲)	利用希望量に見合った受入整備	子育て支援課

事業名	内容	担当課
ファミリー・サポート・センター事業(再掲)	子育てを援助してほしい人(利用会員)に援助ができる人(提供会員)を紹介して、有償で援助し合う会員組織の事業	子育て支援課
一時預かり事業(再掲)	保護者の就労等の時間における認定こども園等での子の預かり	子育て支援課

基本目標7:支援を必要とする児童への取組みの推進

近年、子どもや家庭をめぐる問題は複雑かつ多様化しており、保護や支援を必要とする子どもや家庭への適切な支援が求められていることから、職員の資質向上、迅速・的確な対応、関係機関とのより一層の連携強化を図ります。

また、ひとり親家庭の子どもたちが健やかに成長できるよう、経済的支援、親の就労支援、相談体制の充実等のほか、障がいのある子どもについては、一人ひとりの発達に応じた適切な支援を行うことができる取組みを推進します。

施策の展開

(1)児童虐待防止対策の充実

子どもの心身の発達や人格形成に重大な影響を与える児童虐待については、未然防止や早期発見、迅速で適切な対応を行うことができるよう、要保護児童対策地域協議会を中心として、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が情報を共有し連携を図ります。養育支援が必要な家庭に対しては、養育支援訪問事業等により、専門的指導や育児・家事などのアドバイスを行います。

また、地域住民に対しては、児童虐待防止に向けた啓発活動を行うとともに、児童相談所や警察などの関係機関との連携を強化し、問題への早期で適切な対応を図ります。

事業名	内容	担当課
要保護児童対策地域協議会の運営	関係機関と連携し、要保護児童等に関する情報共有及び適切な保護を図るための協議	子育て支援課
虐待の未然防止と早期発見	母子健康手帳の交付時や新生児訪問、乳幼児健診等の機会を通じて、支援を必要とする家庭の早期発見と支援	子育て支援課 健康福祉課
養育支援訪問	乳児家庭全戸訪問等により把握した、特に支援が必要な家庭への訪問	健康福祉課
児童虐待防止講演会	児童虐待防止月間に講演会を行い、関係機関のほか地域住民に対し児童虐待に対する意識啓発	子育て支援課

(2)ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の自立にとって、子育てと就業の両立は必要不可欠であるため、母子・父子家庭に対する情報提供や相談の充実のほか、関係機関と連携して経済的自立に向けた支援を行います。

また、ひとり親家庭の状況に応じた日常生活支援を行う事業を進めるとともに、一般世帯に比べ低い所得水準となっているひとり親家庭などの経済的支援や就業支援を進め、自立と生活の安定を促進します。

事業名	内容	担当課
児童扶養手当の支給	児童扶養手当法に基づき、ひとり親家庭等に手当を支給	子育て支援課
ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭等を対象に医療費を助成	町民課
自立支援教育訓練給付金の支給	ひとり親家庭の自立のため教育訓練講座等の受講者に給付金を支給	母子家庭等就業・自立支援センター
高等職業訓練促進給付金の支給	ひとり親家庭の自立のため、看護師・保育士等の資格取得養成機関での就業者に給付金を支給	母子家庭等就業・自立支援センター
母子・父子・寡婦福祉資金の支給	ひとり親の経済的自立と生活の安定、子どもの就学のために、無利子または低利子で各種資金の貸付	町民課
就学援助費の支給	生活困窮家庭の児童生徒に対して、就学のための経済的な援助	学校教育課
保育料の軽減	0～2歳の課税世帯の子どもの保育料について、ひとり親世帯に対する減免	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター事業の利用料助成	ひとり親がファミリー・サポート・センター事業を利用した場合の利用料の一部を助成	子育て支援課

(3)障がい児施策の充実

障がいのある子どもや発達に遅れがある子どもが必要な支援を受けられるよう、障がい児通所支援等の専門的な支援の充実を図るとともに、子どもやその家族の気持ちに寄り添った支援を提供できるよう、総合的な相談窓口の整備に取り組むとともに、保健、医療、福祉、教育等の関係機関と連携しながら、障がい児施策の体系的な推進に取り組みます。

また、障がい者等医療費助成事業については、今後も継続して事業を実施し、障がい児の医療に関わる経済的負担の軽減と保健福祉の向上を図ります。

事業名	内容	担当課
障がいの早期発見と支援	乳幼児健診等の機会を通じた早期発見と支援	健康福祉課 子育て支援課
障がい児相談支援	障がい児通所支援を利用する前の計画作成	子育て支援課

事業名	内容	担当課
児童発達支援	未就学児の日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等	子育て支援課
放課後等デイサービス	学齢期の障がい児の生活能力向上訓練等	子育て支援課
障がい児保育	障がい児を受入れている保育園等に加配保育士を配置	子育て支援課
放課後児童クラブにおける障がい児受入	障がい児を受入れているクラブに加配支援員を配置	子育て支援課
特別児童扶養手当の支給	20歳未満の障がい児を養育している方に手当を支給	健康福祉課
重症心身障がい者医療費助成	身体障害者手帳 1・2級(内部障がいは3級まで)、療育手帳 A 判定、精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持している方等を対象に医療費助成	町民課
自立支援医療(育成医療)	身体に障がいのある児童が、その障がいを除去・軽減するための手術等を受けたときに医療費の一部を公費負担	健康福祉課

(4)子どもの貧困対策の推進

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないように、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないように必要な環境整備と教育を受ける機会の保障が必要です。

成長段階に応じて切れ目のない必要な施策を実施するため、すべての出発点となる相談対応のほか、子どもが安心して過ごすことができる居場所づくり、教育・保育を受ける機会の保障、経済的支援に取り組み、貧困の状況にある子どもやその家庭の自立支援を推進します。

事業名	内容	担当課
ひとり親家庭への支援(再掲)	P19(2)ひとり親家庭への支援の各項目	町民課、子育て支援課 学校教育課 他
生活保護	健康で文化的な最低限度の生活保障	北海道 健康福祉課
生活困窮世帯への支援 (自立相談、住居確保給付金、家計改善支援等)	最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある者への支援	北海道、NPO 法人
生活困窮世帯の子どもに対する学習支援	生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の子どもを対象とする学習支援	北海道、NPO 法人

基本目標8:子どもの権利保障の推進

子どもの意見表明や参加などの経験を通して自立した社会性のある大人へと成長するための環境づくりを進めるとともに、権利侵害に対する迅速で適切な対応や、子どもの権利に関する理解促進を図るなど、家庭、学校、地域における子どもの権利の保障を進めるために取り組む必要があります。

このことから、子どもの権利を守る取組み、権利の学びの支援、子どもが意見表明しやすい環境づくりを推進します。

施策の展開

(1)子どもの権利についての啓発活動の推進

様々な媒体を用いた周知・啓発活動を行うとともに、子どもが意見表明し、参加する機会を充実します。

事業名	内容	担当課
子ども人権教室の実施	人権擁護委員等が小中学校に出向き、命や思いやりの心の大切さを啓発	法務省
子ども憲章の具現化	子ども夢実現プロジェクト等により、子ども自身が夢や希望の実現に向けて、主体的に学び、行動する力を育成	生涯学習課
子ども憲章実践発表	青少年育成大会において子ども夢予算について発表	生涯学習課

(2)子どもの権利侵害への対応

子どもの心身に深い傷を与え、子どもの成長や発達に重大な影響を及ぼすいじめや虐待など、子どもの権利の侵害を防ぐ環境づくりに取り組みます。

事業名	内容	担当課
子どもの人権110番(再掲)	いじめ、不登校、虐待などを受けた子どもの専用相談電話	法務省
子どもの人権 SOS ミニレター	小中学生に便箋と返信用封筒を配布し、人権擁護委員等が誰にも相談できない悩み事を把握し回答	法務省

第5章 計画の目標値等

1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域(以下「教育・保育提供区域」という。)を定めることとしています。

※教育・保育提供区域を設定するにあたっての留意事項

ポイント1 事業量の調整単位として適切か	ポイント2 事業の利用実態を反映しているか
● 児童数や面積の規模	● 保護者の移動状況を踏まえているか
● 区域ごとに事業量の見込みが可能か	● 区域内で事業のあっせんが可能か
● 区域ごとに確保策を打ち出せるか	● 現在の事業の考え方と合っているか

本町の教育・保育提供区域は、上記留意事項を踏まえ、**町内全域を1つの区域として設定**し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

なお、町内全域を1つの区域として設定した理由は下記のとおりです。

※提供区域設定の主な理由

- ① 保育施設については、自宅に近いという理由のほか、保護者の通勤経路等から選択することが考えられ、複数の区域を設定した場合、自宅のある地域と利用する保育施設が一致しない場合が予想されます。
- ② 区域を複数設けた場合、保護者が利用できる施設・事業が周辺にない場合があり、区域をまたいで利用する際の手続き等が生じ、利用者・事業所・行政すべてに負担が発生します。

2. 教育・保育の「量の見込み」と「確保の方策」

(1) 保育施設(認可保育所・認定こども園・地域型保育施設)

認可保育所・地域型保育施設は、保護者が仕事や病気などの理由で、0歳～小学校就学前の子どもの保育ができない場合に、子どもを預かって保育する施設です。

認定こども園は、小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設です。

【量の見込み】

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. ニーズ量の見込み	234	228	219	208	198
2号認定	127	126	118	111	105
3号認定(0歳)	28	27	27	26	25
3号認定(1・2歳)	79	75	74	71	68
B. 確保提供数	246	244	244	244	244
2号認定	139	139	139	139	139
3号認定(0歳)	27	27	27	27	27
3号認定(1・2歳)	80	78	78	78	78
差異(B-A)	12	16	25	36	46

【確保の方策】

町内の認定こども園4園及び町立保育所1園の計5園において、提供数を確保します。

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、令和2～6年度の計画期間において、ニーズ量以上の確保提供数を確保できており、確保提供数での対応が可能です。

(2)特定教育施設(幼稚園・認定こども園)

幼稚園は、保護者の就労状況に関わらず、3歳から入園でき年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育施設です。

認定こども園は、小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設です。

【量の見込み】

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. ニーズ量の見込み	53	52	48	46	44
1号認定	37	37	34	32	31
2号認定 (教育の意向強い)	16	15	14	14	13
B. 確保提供数	75	55	55	55	55
差異(B-A)	22	3	7	9	11

【確保の方策】

町内の認定こども園4園において、提供数を確保します。

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、令和2～6年度の計画期間において、ニーズ量以上の確保提供数を確保できており、確保提供数での対応が可能です。

3. 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保の方策」

(1)利用者支援事業

子どもとその保護者、または妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【量の見込み】

(単位:箇所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. 利用者支援事業(箇所)	1	1	1	1	1
基本型・特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1

【確保の方策】

令和元年7月に設置した「子育て世代包括支援センター」において、基本型と母子保健型の両方の事業を一体的に実施します。

(2)地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【量の見込み】

(月・延人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	488	463	454	434	417
実施箇所数(箇所)	2	2	2	2	2

【確保の方策】

今後も継続して、白老町子ども発達支援センター(センター型)と白老町子育てふれあいセンター(ひろば型)の2か所で事業の展開を行います。

(3)妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導 を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【量の見込み】

(年・延回数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
健診回数	770	728	700	672	644

【確保の方策】

今後も継続して、妊婦一人につき、一般健康診査が14回まで、超音波検査は11回まで、精密健康診査は必要とされる時に1回を限度として公費負担を行います。

(4)乳児家庭全戸訪問事業(赤ちゃん訪問事業)

乳児のいるすべての家庭を訪問し、「子育てに関する情報提供」「乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握」「養育についての相談・指導・助言その他の援助」を行う事業です。

【量の見込み】

(年・実人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問人数	55	52	50	48	46

【確保の方策】

今後も継続して、健康福祉課の保健師が家庭訪問を実施し、事業の展開を行います。

(5)養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、助産師や保健師が訪問し、相談や支援を行う事業です。

【量の見込み】

(年・実人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
養育支援訪問人数	12	12	12	12	12

【確保の方策】

今後も継続して、健康福祉課の保健師が家庭訪問し、事業の展開を行います。また、訪問型家庭教育支援チームも子育て相談を行い、子育てに悩みを抱えている親の精神的な負担軽減を図ります。

(6)子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

様々な理由により児童の療育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託して児童を保護し、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

【量の見込み】

(年・延べ人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用人数	4	4	4	4	3

【確保の方策】

本事業は、白老町では実施しておらず、実際のニーズは無い状況であることから、計画期間内における実施については、実際のニーズを踏まえ検討を進めることとします。

(7)ファミリー・サポート・センター事業 ※小学生の預かり

児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【量の見込み】

(年・実人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. ニーズ量の見込み	11	11	10	10	10
低学年(1～3年)	11	11	10	10	10
高学年(4～6年)	0	0	0	0	0
B. 確保提供数	15	15	15	15	15
差異(B-A)	4	4	5	5	5

【確保の方策】

今後も継続して、事業の展開を行います。

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、令和2～6年度の計画期間において、ニーズ量と確保提供数が同等で推移しており、確保提供数での対応が可能です。

(8)一時預かり事業

①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)

幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、希望のあった在園児を幼稚園の教育時間の終了後に、引き続き預かる事業です。

【量の見込み】

(年・延人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. ニーズ量の見込み	1,103	1,092	1,020	960	905
1号認定	129	128	119	112	106
2号認定	974	964	901	848	799
B. 確保提供数	1,103	1,092	1,020	960	905
差異(B-A)	0	0	0	0	0

【確保の方策】

町内の全ての認定こども園(4か所)で実施します。

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、令和2～6年度の計画期間において、ニーズ量と確保提供数が同等で推移しており、確保提供数での対応が可能です。

②在園児以外を対象とした一時預かり(一時預かり事業)

※就学前児童のファミリー・サポート・センターでの預かり含む

病気やけが、冠婚葬祭など、家庭で保育することが一時的に困難な乳幼児について保育所等で一時的に預かる事業です。

【量の見込み】

(年・延人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. ニーズ量の見込み	122	121	120	120	120
B. 確保提供数	122	121	120	120	120
差異(B-A)	0	0	0	0	0

【確保の方策】

現在、実施しているファミリー・サポート・センターと、認定こども園 2 か所の計 3 か所で一時預かり事業を実施します。

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、令和 2～6 年度の計画期間において、ニーズ量と確保提供数が同等で推移していることから、確保提供数での対応が可能です。

(9)延長保育事業

保育の必要性のある子どもについて、認定こども園等において、通常の利用時間に加えて、延長して保育を実施する事業です。

【量の見込み】

(年・実人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. ニーズ量の見込み	63	63	58	58	58
B. 確保提供数	63	63	58	58	58
差異(B-A)	0	0	0	0	0

【確保の方策】

現在、実施している認定こども園 3 か所及び町立保育所 1 か所の計 4 か所(標準時間を含む利用 2 箇所・短時間のみ利用 2 箇所)で実施します。

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、令和 2～6 年度の計画期間において、ニーズ量と確保提供数が同等で推移していることから、確保提供数での対応が可能です。

(10)病児・病後児保育事業

保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業です。

【量の見込み】

(年・延人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. ニーズ量の見込み	46	45	43	41	39
B. 確保提供数	46	45	43	41	39
差異(B-A)	0	0	0	0	0

【確保の方策】

現在、実施しているファミリー・サポート・センターにおいて実施します。

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、令和2～6年度の計画期間において、ニーズ量と確保提供数が同等で推移していることから、確保提供数での対応が可能です。

(11)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

【量の見込み】

(年・実人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. ニーズ量の見込み	135	128	122	118	116
1年生	37	36	31	31	32
2年生	34	36	35	30	31
3年生	33	30	30	28	28
4年生	15	11	14	15	14
5年生	11	10	7	10	7
6年生	5	5	5	4	4
B. 確保提供数	135	128	122	118	116
差異(B-A)	0	0	0	0	0

【確保の方策】

町立小学校の教室3か所と、旧教職員住宅1か所の計4か所で実施します。

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、令和2～6年度の計画期間において、ニーズ量以上の確保提供数を確保できており、確保提供数での対応が可能です。

(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【確保の方策】

国の動向に応じて、助成を実施していきます。

(13)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【確保の方策】

現在の特定教育・保育施設により、必要な定員を確保できていることから、積極的な民間事業者への参入促進の必要性は低いと考えられます。

今後は事業者からの申請状況等を勘案しながら、必要に応じて事業を展開することとします。

4. 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

幼児期の教育・保育は、子どもの人格を形成するうえで基礎となる重要なものです。

子どもの最善の利益を第一に考えながら、質の高い教育・保育の提供を行うことを目的とし、教育・保育の一体的提供を推進します。

(1) 質の高い教育・保育の役割、提供の必要性に係る基本的な考え方と推進方策について

① 幼児期の教育・保育の意義

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期であり、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを、等しく守ることが必要であることから、より質の高い教育・保育を提供することで、豊かな人間形成が可能となる環境を整えます。

② 推進方策

認定こども園及び保育所は、子ども・子育て支援新制度の中核的な役割を担う施設であり、今後も町が一定の調整機能を果たし、教育・保育の量の確保と質の充実を図ります。

③ 私立施設と公立施設の配置

私立と公立が町内にバランスよく配置され、教育・保育の提供について、それぞれの役割が果たせるよう、民間活力導入時には地域等に配慮します。

④ 推進状況の確認

乳幼児期の教育・保育について、有識者、事業者、保護者代表、行政等による情報交換を行い、推進状況等についての意見をいただき、本町に育つ子どもたちへのより質の高い教育・保育の提供について検討します。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的な考え方と主な事業の推進方策について

① 切れ目のない支援

施設型給付や多様な地域子ども・子育て支援事業及び母子保健事業を重層的に提供することにより、妊娠・出産から子育て期の切れ目のない子育て支援を行います。また、関係所管が連携し、計画的に質の向上と量の拡充に努めます。

② 利用者支援

多様化する子育てサービスのニーズに対応するため、子ども・子育て支援新制度では様々な施設・事業類型が制度化され、町では「基本型」「母子保健型」を実施しています。妊娠・出産・子育てについて、利用者が置かれている環境に応じて自分に合ったサービスを選択し、質の高い教育・保育や子育て支援が受けられるよう、白老町子育て世

代包括支援センターにおいて情報提供を行うとともに、状況に応じて相談・助言や関係機関との連携等利用者への支援を行います。

③地域子育て支援

子育てに対する親の不安や孤独感を和らげ、子どもを生き育てることに喜びが感じられるよう、育児教室や親子教室等の開催や、身近な場所での子育て相談などが受けられる環境を整えるとともに、親子の仲間づくりのできる交流の場を設けます。

④一時預かり

育児の不安や負担感を和らげるため、認定こども園や拠点施設において子どもを一時的に預かるなどの支援を行います。

⑤放課後児童クラブ

就学前からの切れ目のない子育て支援が行えるよう、地域ごとの実情に応じた環境整備を進めます。また、時間延長については、運営方法や受入体制の確保等を総合的に検討します。

(3)認定こども園、町立保育所と小学校との連携についての基本的考え方と推進方策について

①幼児期の育ちの連続性

認定こども園・町立保育所の教育・保育と、小学校では、子どもの生活や教育方法は異なりますが、子どもの育ちや学びが連続していることを認識し、生活の変化に子どもが対応し、幼児期の教育・保育と小学校教育が円滑に接続できるように、本町の実情に応じた連携方策を進めます。

②推進体制

各施設において、円滑な連携のための担当者を決めるなど、体制整備を行うとともに連携のための活動を年間計画に位置づけるなど、組織的かつ計画的に実施します。

③保育士と小学校教諭の交流

就学前の児童と小学校の児童の交流の機会を設け、相互のねらいに対応した活動となるよう保育士と小学校教諭の交流を行います。

5. 子ども・子育て支援関連施策の展開

(1)産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保について

育児休業満了時(原則一歳到達時)からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えることが重要であることに留意しつつ、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等、必要な支援を行います。

(2)子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する道が行う施策との連携について

児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障がい児施策の充実、子どもの貧困対策の推進等について、道が行う施策との連携を行い、各種施策を実施します。

① 児童虐待防止対策の充実

- 関係機関との連携及び相談体制の強化を図ります。
- 虐待の発生予防・早期発見・早期対応ができる体制づくりを進めます。
- 社会的養護施策との連携を図ります。

② ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立支援については、各種支援策を推進するほか、母子及び寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及びこれに即して道等が策定する母子家庭及び寡婦自立促進計画等の定めるところにより、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を4本柱として総合的な自立支援を推進します。

③ 障がい児施策の充実

- 障がい児等特別な支援が必要な子どもの健全な育成に努めます。
- 障がいのある子どもの可能性を最大限に伸ばすために必要な支援に努めます(自閉症、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)等の発達障害を含む)。

④ 子どもの貧困対策の推進

- 子どもの学習環境、居場所に対する支援を進めます。
- 安心して子育てができる環境や生活・健康への支援を進めます。
- 就労支援を基本としつつ、子育て・生活支援等の充実を図ります。

第6章 計画の推進体制

1. 市町村等の責務

子ども・子育て支援法では、「市町村の責務」として以下の3点について定め、「量の確保」と「質の改善」などに取り組む必要があるとしています。

また、法では「事業主の責務」や「国民の責務」についても定めています。

市町村の責務	
1	子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的におこなうこと。
2	子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受けたり、地域子ども・子育て支援事業等の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助をおこない、関係機関との連絡調整など便宜の提供をおこなうこと。
3	子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、様々な施設や事業者から、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、提供体制を確保すること。

事業主の責務	
1	雇用する労働者に係る様々な労働条件の整備や、労働者の職業生活と家庭生活との両立(ワーク・ライフ・バランス)が図られるようにするために必要な雇用環境の整備等をおこなうことにより、雇用している労働者の子育て支援に努めるとともに、国や都道府県、市町村の子ども・子育て支援事業に協力しなければならない。

国民の責務	
1	子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国や都道府県、市町村の子ども・子育て支援事業に協力しなければならない。

2. 計画の推進に向けた役割

本計画を着実に推進するためには、法で定める責務を果たすだけでなく、町民一人ひとりが、地域全体で子どもと子育て中の世帯への支援の必要性等について深く理解し、自らの問題として主体的に取り組む必要があります。

そのため、道や町はもとより、家庭や地域、保育所、認定こども園、学校、企業等がその機能に応じた役割を果たすとともに、相互に連携していくことが求められています。

(1) 行政の役割

本町は、子育て支援の重要な役割を担うものであることから、この計画に基づくすべての事項を総合的かつ計画的に推進します。また、個々の施策は、それぞれの担当部局が主体的に実施することから、この計画の推進には、様々な行政サービスの総合的な展開を図ります。

また、子ども及びその保護者が、必要とするサービスを円滑に利用できるよう、必要な支援を行うとともに、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的効率的に提供されるよう、提供体制の確保に努めます。

(2) 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、家庭が子どもの人格形成、基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っていることを認識することが必要です。この認識に基づき、子どもとのスキンシップを深め、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。

また、家庭において女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないように、男女が協力して子育てを進めることが重要です。

(3) 地域社会の役割

子どもは地域社会の中で社会性を身につけて成長していくことから、地域社会は、家庭環境、心身の障がいの有無、国籍等にかかわらず、すべての子どもが、地域の人々との交流を通して健全に成長できるようにサポートすることが必要です。

さらに、町民一人ひとりには地域を構成する一員であるという自覚を持ち、できる範囲で地域における子育て支援活動に参画するよう促します。

(4)企業・職場の役割

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれるような多様な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や、固定的な性別役割分担意識等を解消し、働きやすい職場環境をつくることが重要です。

このため、企業・職場自体が、そのような職場環境をつくるよう努力するとともに、働く人がそのような認識を深めることが大切です。

また、企業における社会貢献の一環として、それぞれの企業が持つノウハウを活かしながら地域活動に参画するよう促します。

(5)各種団体の役割

社会全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育もうとする力」を伸ばすためには、行政だけではなく地域社会で活動している多くの団体が、行政や町民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが必要です。

3. 計画の推進に向けた3つの連携

本計画の実現に向けては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、関係者は次に掲げる相互の連携及び協働を図り、総合的な体制の下に子ども・子育て支援を推進することを目指します。

(1)町内における関係者の連携と協働

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するため、地域の実情に応じて計画的に基盤整備を行うにあたり、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者、その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていくこととします。また、妊娠・出産期からの各種健診等事業をスタートとして、子どものライフステージに応じた切れ目のないサービスの提供と、関係機関等が情報共有して支援ができることが重要となります。

そのため、特に、教育・保育施設である認定こども園、町立保育所においては、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担うとともに、地域型保育事業を行う者及び地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うことが重要となることから、円滑な連携が可能となるよう、積極的に関与していきます。

(2)近隣市町村との連携と協働

子ども・子育て支援の実施にあたり、地域の資源を有効に活用するため、地域の実情に応じ、必要に応じて近隣市町村と連携、協働して事業を実施するなどの広域的取組を推進することが必要となります。

そのため、住民が希望するサービスを利用できるよう、近隣市町村と連携を図り、迅速な対応ができる体制づくりを行います。特に、市町村域を超えたサービスの利用や、複数の市町村に居住する子どもが利用することが見込まれる事業所内保育事業など、個々のサービスの特性に留意して必要な連携と協働を行っていきます。

(3)国・道との連携、関係部局間の連携と協働

子ども・子育て支援制度にて、認定こども園、幼稚園及び保育園を通じた共通の給付が創設されるとともに、幼保連携型認定こども園の認可及び指導監督が一本化されました。

そのため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を一元的に行うとともに、子育て支援に関係するすべての事業の一体的な提供や、家庭教育の支援施策を行う本町の関係各課と連携を図ることが重要となります。

また、子ども・子育て支援制度の総合的かつ効率的な推進を図るため、円滑な事務の実施が可能な体制を整備します。さらに、近隣市町村間の連携を図る上では、必要に応じて都道府県が広域調整を行うこととなっていることから、国・道との連携を図り、恒常的な情報交換と必要な支援を受けることで、円滑な事業展開を図ります。

「第1期白老町子ども・子育て支援事業計画」各施策の進捗状況

基本理念

すべての子どもたちが幸せを実感できるように

子どもが、親が、地域が「支えあい」 みんなが育つ・元気まち

基本目標1 幼児期の学校教育・保育の充実

施策の展開	進捗状況と成果
(1)教育・保育施設の整備	民間の保育園4園はH30年度までに認定こども園に移行した。 ※「1 子ども・子育て支援サービス提供の進捗状況」に実施状況を掲載
(2)教育・保育内容の充実	一時預かり、時間外保育事業、障がい児保育事業、特色ある幼児教育等を実施して、保護者の多様なニーズに対応している。 ※「1 子ども・子育て支援サービス提供の進捗状況」に実施状況を掲載

基本目標2 地域における子育ての支援

施策の展開	進捗状況と成果
(1) 地域における子育て支援サービスの充実	すべての子育て家庭の支援のため、町内2ヶ所(子育てふれあいセンター、子ども発達支援センター)で地域子育て支援拠点事業を実施して親子同士の交流や育児相談等を行っている。 ※「1 子ども・子育て支援サービス提供の進捗状況」に実施状況を掲載
(2) 子育て支援のネットワークの拡充	子育て関係団体のネットワーク構築のため、毎年度関係機関が集まり情報交換を行った。 令和元年7月には子育て世代包括支援センターを開設し、関係団体が情報交換を行い、連携強化を図っている。

基本目標3 妊娠・出産期からの切れ目ない支援

施策の展開	進捗状況と成果
(1) 子どもや母親の健康の確保	妊産婦相談、新生児訪問、乳幼児健診等妊娠期から切れ目ない支援を実施して、母子ともに身体的・精神的な健康の保持に努めている。また、養育支援を必要とする家庭への訪問など、相談・支援体制を充実して母親の孤立防止に努めている。 ※「1 子ども・子育て支援サービス提供の進捗状況」に実施状況を掲載
(2) 思春期保健対策の充実	妊娠前から妊娠・出産・育児に関する正しい知識を得るために、毎年、性教育講座を実施して(中2対象)、思春期の心と身体の健康づくりを進めている。
(3)医療体制の充実	町立病院に大学病院小児科から週4日医師派遣を受け、小児医療の充実に努めている。

基本目標4 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

施策の展開	進捗状況と成果
(1)次世代の親の教育	各保育園等において、小中高校生と園児との交流をとおして、次世代の親としての自覚や正しい知識を持つための意識づけを行っている。
(2) 教育環境の整備	次代を担う子どもが心豊かに成長できるように、各小中学校で教育相談を行い、様々な悩みを相談できる体制の充実を図っている。
(3) 家庭や地域の教育力の向上	訪問型家庭教育支援事業の家庭教育講話や子育て講座を実施して家庭の教育力向上を図っている。
(4)児童の健全育成	出前講座や「白老町アウトメディア123」の活動、「早寝早起き朝ごはん」運動、社会を明るくする運動などをとおして、児童生徒の規範意識の醸成と望ましい生活習慣の定着を目指している。

基本目標5 子育てを支援する生活環境の整備

施策の展開	進捗状況と成果
(1) 生活・居住環境の整備	子育て世帯の世帯状況に適した公営住宅に入居できるように助言するとともに、老朽化した公営住宅を修繕し居住環境を整備している。 また、児童生徒が日常的に集団で移動する経路の点検を行うほか、冬期間の除雪を徹底し、児童生徒の登下校時の安全確保等を行っている。
(2)安心して子育てができる環境の充実	医療費助成(就学前・・・入院・通院、小中校生・・・入院)、ファミリー・サポート・センター事業利用料助成(生保、非課税世帯、ひとり親世帯などが対象)など実施して、子育て世代の経済的負担軽減と親の就労支援や子育て支援を行い、子育てしやすい環境づくりを進めている。

基本目標6 職業生活と家庭生活との両立の推進

施策の展開	進捗状況と成果
(1) 多様な働き方の実現及び働き方の見直し	ハローワーク等の関係機関と連携し、雇用及び労働条件の改善を啓発するとともに、女性が仕事することの意識を醸成するため、男女共同参画計画を推進することにより意識啓発を行っている。
(2) 職業生活と家庭生活との両立の推進	保育園等における延長保育や一時預かり事業、放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター等により、仕事と家事の両立を図るサービスを実施するとともに、地域子育て支援拠点事業における父親参加型行事などを実施して、男性の育児参加の意識醸成を図っている。 ※延長保育、一時預かり事業、放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター事業の実施状況は「1 子ども・子育て支援サービス提供の進捗状況」に掲載

基本目標7 子どもの安全の確保

施策の展開	進捗状況と成果
(1) 交通安全教育の推進	保育園、小中学校において交通安全教育を実施。
(2) 子どもを犯罪の被害から守るための活動の推進	青少年センターや防犯協会によるパトロールの実施、小中学校でメディアに関する講座を開催するなど、子どもが犯罪の被害に遭わないための取り組みを実施している。
(3) 被害に遭った子どもの保護の推進	犯罪などの被害に遭ったり、いろいろな悩みを解決するために、青少年センター、スクールカウンセラー、状況によっては児童相談所などの関係機関が連携して、きめ細かな相談を受けている。

基本目標8 支援が必要な児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進

施策の展開	進捗状況と成果
(1) 児童虐待防止対策の充実	児童虐待の未然防止・早期発見のため、要保護児童対策地域協議会を中心として、教育・保育、保健、医療、福祉などの関係機関が連携して要支援・要保護児童の対応を行っている。
(2) ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭には児童扶養手当の支給のほかに保育料軽減、就学援助、ファミリー・サポート・センター事業の利用料助成など経済的支援を行っている。
(3) 障がい児施策の充実	障がいや発達の違いがある児童が必要な支援が受けられるように、子ども発達支援センターを相談支援事業所として相談体制の整備を行うとともに、児童発達支援事業や放課後等デイサービスを実施して、身近な地域で療育を受ける体制整備を行っている。

1 子ども・子育て支援サービス提供の進捗状況

(1)教育・保育施設 の確保提供数

(単位:人)

認定区分		H27	H28	H29	H30	R1	
1号認定 (3歳～5歳、教育)	ニーズ量	81	77	81	81	77	
	提供数	計画値	95	95	95	95	95
		実績値	15	90	100	105	75
	利用実績	町内の子	3	79	72	60	58
		他市町の子	0	3	2	2	6
2号認定 (3歳～5歳、保育)	ニーズ量	167	161	167	168	158	
	提供数	計画値	173	174	168	168	168
		実績値	173	173	152	139	139
	利用実績	町内の子	154	144	128	138	149
		他市町の子	2	2	4	4	5
3号認定 (1歳～2歳、保育)	ニーズ量	77	72	69	66	62	
	提供数	計画値	58	72	72	72	72
		実績値	58	72	80	78	78
	利用実績	町内の子	68	60	74	86	72
		他市町の子	4	3	2	2	4
3号認定 (0歳、保育)	ニーズ量	28	26	25	25	25	
	提供数	計画値	14	20	26	26	26
		実績値	14	20	23	23	23
	利用実績	町内の子	16	23	25	29	15
		他市町の子	1	1	1	0	0

※H27～30年度は3月末実績、R1年度はR1.12月末現在の実績

■H27年度

①さくら幼稚園は旧制度の幼稚園として運営したため認定区分必要なし

⇒利用者実績は表に含まれていない(利用者は84名)

②小鳩保育園が幼保連携型認定こども園に移行【1号15名、2号50名、3号30名】

■H28年度

①小鳩保育園の定員数変更【1号15名、2号50名→30名、3号30名】

②さくら幼稚園が幼稚園型認定こども園に移行【1号75名、2号20名、3号20名】

■H29年度

①緑丘保育園が保育所型認定こども園に移行【1号10名、2号20名、3号20名】

■H30年度

①海の子保育園が公私連携幼保連携型認定こども園として民営化

【1号5名、2号20名、3号20名】

■R1年度

①さくら幼稚園の定員数変更【1号75名→45名、2号20名、3号20名】

(2)地域子育て支援拠点事業

家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、保育所等の地域の身近な場所において子育て中の親子の交流や育児相談等の基本事業を実施することにより、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する事業。

(単位:回/月)

区分		H27	H28	H29	H30	R1
利用者数	ニーズ量	729	729	729	729	729
	利用実績	295	310	270	381	475
実施箇所数	ニーズ量	2	2	2	2	2
	実施箇所実績	2	2	2	2	2

●実施場所:白老町子ども発達支援センター、白老町子育てふれあいセンター(町委託事業)

(3)一時預かり事業

(単位:人日)

区分	事業内容		H27	H28	H29	H30	R1
Ⅰ 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(幼稚園型)	私用・不定期の就労に対応するため利用できる事業	ニーズ量	3,068	2,952	3,126	3,126	3,126
		利用実績	—	1,726	1,087	1,248	1,148
Ⅱ 在園児以外を対象とした一時預かり(余裕活用型) ※就学前のファミリーサポートセンターでの預かり含む	保護者の病気等により緊急一時的に保育に欠ける児童や、パート就労等により週3日程度の保育を要する児童を保育する事業	ニーズ量	1,341	1,316	1,354	1,354	1,354
		利用実績	911	910	1,081	1,215	1,285

●実施施設 Ⅰ 白老さくら幼稚園、白雪幼稚園(町外)

Ⅱ 白老小鳩保育園、海の子保育園

(4)ファミリー・サポート・センター事業(小学生の預かり)

育児の援助を受けたい人(依頼会員)と、行いたい人(提供会員)を会員登録し、会員相互間で育児の援助を行う事業。

学童保育の迎え、帰宅後の預かり、学校の登校前・放課後の預かり、保護者の短時間・臨時的就労の場合の援助、保護者等の求職活動中の援助、保護者等の病気のときの援助 等

(単位:実人数)

区分		H27	H28	H29	H30	R1
低学年	ニーズ量	5	5	5	4	5
	利用実績	0	5	14	16	7
高学年	ニーズ量	0	0	0	0	0
	利用実績	0	0	0	3	2

●実施者:NPO 法人お助けネット(事務局 子育てふれあいセンター内) ※町の委託事業

(5)時間外保育事業(延長保育事業)

保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に対応するため、通常の開所時間(保育標準時間)を延長して保育を行う事業。18時30分を超えて19時までの延長保育を実施。

(単位:人)

区分		H27	H28	H29	H30	R1
保育園の在園児対象 (2号・3号認定対象)	ニーズ量	34	34	34	34	34
	利用実績	69	59	57	66	54

●実施施設:白老小鳩保育園、緑丘保育園、海の子保育園

(6)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

就労等により昼間保護者が不在となる家庭の小学1年生から6年生までの児童の健全育成を図るため、遊びや経験の場を提供する事業。

(単位:人)

区分		H27	H28	H29	H30	R1
低学年	ニーズ量	79	82	79	75	72
	利用実績	85	76	100	90	96
高学年	ニーズ量	54	50	48	47	48
	利用実績	27	38	20	30	35

●実施クラブ:白老第1児童クラブ・白老第2児童クラブ(ともに白小内)、菟野児童クラブ(菟小内)、竹浦児童クラブ(竹小内)、虎杖浜児童クラブ(旧虎杖小教員住宅)の5箇所

(7)乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスにつなげる事業。

(単位:人)

区分		H27	H28	H29	H30	R1
乳児家庭全戸訪問事業	ニーズ量	77	73	70	70	70
	利用実績	55	61	53	51	62

●健康福祉課の保健師が家庭訪問を実施

(8)養育支援訪問事業

育児ストレス等により、身体的虐待やネグレクトにつながるおそれのある家庭や未熟児等を養育している家庭など、養育上の問題を抱える家庭に対し、ヘルパーや相談員を派遣し、家事・育児援助や適切な養育のために指導や助言を行う事業。

(単位:人)

区分		H27	H28	H29	H30	R1
養育支援訪問事業	ニーズ量	22	22	22	22	22
	利用実績	14	9	12	9	14

●健康福祉課の保健師が家庭訪問し、養育や子育てに関する指導助言等を行い、個々が抱えている諸問題の解決や軽減を図っている。

(9)妊婦健康診査事業

安全・安心な出産のために妊娠中に実施する定期健診。問診や血液検査、超音波検査などがある。14回分が公費負担される。

(単位:人)

区分		H27	H28	H29	H30	R1
妊婦健康診査事業	ニーズ量	77	73	70	70	70
	利用実績	102	101	83	87	79

●健康福祉課で実施。母子保健法に基づき実施される妊婦一般健康診査に対し、健康診査等に要する費用を公費負担し、妊婦の健康管理を行っている。費用負担は、妊婦一人につき、一般健康診査が14回まで、超音波検査は11回まで、精密健康診査は必要とされるとき1回までとしている。

(10)病児・病後児保育事業

保育所に通所中の児童等が病気または病気の回復期にあり、集団保育が困難な期間、一時的に当該児童の保育を行う事業。

実施類型は、病児対応型、病後児対応型、体調不良児対応型、非施設型(訪問型)があるが、実施要件として看護師及び保育士の配置、専用スペース、調理室等の確保が必要であるため本町では現在のところ実施していないが、既存のサービスであるファミリー・サポート・センター事業において病児の預かりが可能である。

(単位:人)

区分		H27	H28	H29	H30	R1
病児・病後児保育事業	ニーズ量	130	131	131	131	131
	利用実績	49	40	61	56	30

●表はファミリー・サポート・センター事業における病児預かりの利用実績を掲載

(11)子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

保護者が疾病等の社会的事由により家庭での児童の養護が困難となった場合や、短期に保護を必要とする場合等に、児童養護施設等において泊りがけで子どもを預かる事業。

(単位:人)

区分		H27	H28	H29	H30	R1
子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	ニーズ量	0	0	0	0	0
	利用実績	利用希望がないことから実施していない				予定なし

●利用希望者がいないため現在は実施していない。ニーズに応じて今後実施を検討

I 第2期白老町子ども・子育て支援事業計画策定経過

年月	会議	町民参加	議会・行政
令和元年 6月		アンケート調査 5/31~6/21	
令和元年 9月			ニーズ量見込み作成
令和元年 10月	子ども・子育て会議(1回目) ○計画の構成、ニーズ量見込みの報告		
令和2年 1月	子ども・子育て会議(2回目) ○計画案の検討		
2月		パブリックコメント 2/5~3/5	産業厚生常任委員会協議会 2/3
3月	子ども・子育て会議(3回目) ○計画修正案の最終調整		

II 白老町子ども・子育て会議(委員名簿)

区分	所属団体名	氏名	備考
保健・医療	白老町歯科医師協議会	本郷 哲也	
福祉・教育	社会福祉法人ポト会 緑丘保育園	岩倉 康子	
	学校法人登別立正学園 海の子保育園	川野 隼人	
	白老町民生委員児童委員協議会	山口 範利	
	NPO 法人 お助けネット	西村 篤子	副会長
	白老町校長会	穴田 博樹	会長
	白老親業研究会	糸瀬 愛	
青少年 育成団体	白老町青少年育成町民の会	加藤 泰久	
	白老町PTA連合会	船越 裕毅	
学識経験者	一般社団法人 白老青年会議所	金野 大輔	
公募	緑丘保育園 保護者会	井澤 佑介	
	エミナ親の会	佐藤 春苗	

III 事務局

所属	職名	氏名
子育て支援課	課長	渡辺 博子
〃	主幹	金崎 理英
〃	主査	野村 規宗
〃	専門員	畑田 正明
〃	主事	神 綾香